

前橋市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、前項中「<u>2万4,300円</u>」とあるのは、「<u>3万7,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、<u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、第2項中「<u>2万4,300円</u>」とあるのは、「<u>5万4,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万9,900円</u>とする。</p>